

# 基本理念について

資料3

冊子  
P90関連

これまでの2計画の基本理念やこども大綱等が示す「こどもまんなか社会」に向けた方針等から、基本理念を決定するものとします。

## 第二期草津市子ども・子育て支援事業計画基本理念

「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」

草津市の目指す子どもの姿「草津っ子」

「心豊かでたくましく生き、未来をつくる草津の子ども」

## 草津市子ども・若者計画基本理念

子ども・若者が自分らしく  
生きるまち 草津

## こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

### 基本的な方針に記載されているキーワード

- ①こども・若者は、権利の主体。人格・個性を尊重し、権利を保障。今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていく。
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④良好な成育環境の確保、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるように。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定、若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む。

## (仮称) 草津市こども計画基本理念（案）

キーワード「人権尊重、ともに育ち、笑顔、未来、こども・若者、自分らしく、こどもまんなか、幸せ（ウェルビーイング）、意見と対話、最善の利益、切れ目なく、希望」などをもとに、案を例示しました。これらを組み合わせて基本理念を決定します。

案1 「すべてのこども・若者が尊重され、自分らしく生きる 笑顔輝くまち草津」

案2 「こども・若者をまんなかに みんなでつくる 未来のまち草津」

案3 「こども・若者の最善の利益と幸せを目指す こどもまんなかのまち草津」